

ICT環境整備のため

ICT環境整備を充実させるためには、そのための予算を確保しなければなりません。予算獲得のためのプロセスとポイントを知っておきましょう。

の予算確保

ICT環境整備に使える予算

学校のICT環境整備に使える予算としては、以下のものがあります。

(1) 地方財政措置によるもの

●「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30～34年度）」に基づく教育用コンピュータ等の整備（単年度1,805億円）

新学習指導要領の実施に対応したICT環境の整備充実を図るため、大型提示装置、教育用コンピュータ、ネットワーク等の整備、校務の情報化やICT支援員の配置等に必要経費のための地方財政措置が講じられています。

目標とされている水準の概要を下に示します。

ただし、これはあくまで最低限必要なものをまとめたものなので、これ以外のものを整備してはいけないということではありません。地方財政措置は、地方自治体にとって一般財源の一部であり、用途はその自治体に委ねられていますので、必要と判断したものについては、このリストの内容にしばられずに整備をしていきましょう。

●学校教材の整備（単年度800億円）

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画（平成24～33年度）」として、毎年800億円、総額8,000億円（10年間）の地方財政措置が講じられています。学校で整備すべき教材を示した「教材整備指針」（下の表参照）に基づくもので、広く一般的な教材や設備の整備のためのものですが、電子黒板などの一部のICT機器についても整備対象となっています。

●教材整備指針（小学校）の一部

教科等	機能別分類	例示品名	目安番号	新規
学校全体で共用可能な教材	発表・表示用教材	実物投影機	③	○
		レーザーポインター（PSCマーク付）	②	
		テレビ（地上デジタル放送対応）	③	○
		DVDプレーヤー・ブルーレイプレーヤー	②	△
		デジタルオーディオプレーヤー	②	○
		プロジェクター	③	○
		映写幕	②	
		無地黒板	②	○
		紙芝居舞台	②	
		行事告知板	②	
		電子黒板（インタラクティブホワイトボード等含む）	③	○
		ワイヤレススピーカー	②	○
		マイクロスコープ	⑧	○
放送設備一式	①			

※各目安番号は、以下の意味を示している。
 ① 1校あたり1程度 ② 1学年あたり1程度
 ③ 1学級あたり1程度 ④ 8人あたり1程度
 ⑤ 4人あたり1程度 ⑥ 2人あたり1程度
 ⑦ 1人あたり1程度 ⑧ とりあげる指導内容等による

平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担任する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備 各普通教室1台、特別教室用として6台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール（※）、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現

出典 文部科学省事務連絡「平成30年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」より

(2) 交付金によるもの

●大規模改造事業に対する国庫補助（学校施設環境改善交付金）

既設の校内LAN整備工事については、工事費が400万円～3000万円の範囲であれば、原則としてその1/3の交付金を申請することができます。

(3) 補助金によるもの

●公衆無線LAN環境整備支援事業（総務省 平成30年度14.3億円）

災害時の避難計画のある「体育館、特別教室、多目的教室、廊下」等へのWi-Fi整備が、補助対象となります。基本的には、財政力指数0.8以下の自治体が対象で、補助率は1/2です。

普通教室は補助対象にならないので、この事業だけを利用して、学校全体の無線LANを整備することは現実的ではありません。自治体独自のICT環境整備予算も合わせて確保しておく必要が

あります。

また、補助金の場合には、一般にレンタルやリースの契約ができないのでご注意ください。

●私立高等学校等IT教育設備整備推進事業（文部科学省 平成30年度24億円）

新学習指導要領を踏まえ、アクティブラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援するものです。

補助額は、補助対象事業費の1/2以内で、最高2千万円までとなっています。主な助成対象は、一体型電子黒板、プロジェクター、書画カメラ、タブレット、教育用パソコンなどとなっています。

●私立高等学校等経常経費助成費等補助

教育改革推進特別経費のうちの「教育の質の向上を図る学校支援経費」（文部科学省 平成30年度20億円）は、都道府県が私立学校の特色ある取り組み等に助成を行う場合、国がその助成額の一部を補助するものです。ICTを活用した教育の推進や外部人材の活用等が対象となっています。

地方財政措置

「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」や「学校教材の整備」については、地方財政措置が講じられています。地方財政措置の金額としては、「標準的な水準を実現するには、このくらいの金額が必要」という基準財政需要額が、地方自治体ごとに算定されています。

●地方交付税

地方交付税とは、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持できるよう財源を保障する見地から、本来地方自治体が税収入として徴収すべきものを国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものです。

ただし、地方財政措置の金額（基準財政需要額）の全額が、地方交付税として地方自治体に交付されるわけではありません。

右の図に示すように、

地方交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額

として計算されます。すなわち、財政収入の多い地方自治体へ交付される地方交付税額は少なくなります。場合によっては、地方交付税が不交付になる地方自治体もありますが、たとえ不交付の地方自治体であっても、地方財政措置は講じられているのです。

地方交付税は、その地方自治体の一般的な財源不足額を補填する目的で交付されるものなので、各地方自治体の自主的な判断で使用できる一般財源となっています。地方財政措置で示されている金額も一般財源として考えなければなりません。したがって、もともと教育の情報化のために積算されたものであっても、自動的にその目的のために使えるわけではありません。整備計画を立て、理由を明確にして予算申請をする必要があります。

